

副 本

平成30年(ワ)第44号 損害賠償請求事件

直送済

原告 長沢 伸子 外181名

被告 東京電力ホールディングス株式会社 外1名

答 弁 書

平成30年5月18日

福島地方裁判所 第一民事部 御中

被告東京電力ホールディングス株式会社
訴訟代理人弁護士

同

同

同

同

〒100-8560 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号

被 告 東京電力ホールディングス株式会社

上記代表者代表執行役 小 早 川 智 明



第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの被告東京電力ホールディングス株式会社に対する請求を棄却する
 - 2 訴訟費用は原告らの負担とする
- との判決を求める。

なお、仮執行の宣言を付するのは相当でないが、仮にその宣言がなされる場合は、担保を条件とする仮執行免脱の宣言を求める。

第2 請求の原因に対する認否

平成28年(ワ)第280号との併合を前提として、当該事件に係る被告東京電力ホールディングス株式会社の平成29年6月2日付け答弁書の第2の1乃至8及び10、並びに、第3の2における認否及び反論を援用する。

以上